

早川町空家等住宅改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空家の利活用を促進し、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、空家等住宅改修費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、早川町補助金等交付規則(平成27年規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住又は10年以上にわたって居住する意思をもって、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町に住民登録することをいう。
- (2) 移住 町外に住所を有する者が、居住する意思をもって住民登録をすることをいう。
- (3) 移住者 移住してから5年未満の者をいう。
- (4) 空家 普段人が住んでいない住宅をいう。
- (5) 増改築 住宅の修繕、補修、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う改築・増築及び設備等工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の第1号、又は第2号若しくは第3号に該当し、かつ、その他各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町外より移住し、かつ、移住から2年を経過していない者であって、定住の意思をもって住民登録を行い、自ら居住するために改修する空家を所有する者
- (2) 定住目的の移住者と賃貸借契約を締結し、当該移住者が居住する空家の改修を行う者であって、当該賃貸借契約の開始日から2年を経過していない空家を所有する者
- (3) 定住目的の移住者と賃貸借契約又は売買契約をしようとする者で、賃貸

借契約又は売買契約をしようとする空家の所有者。ただし、当該空家を早川町の公式ホームページに公開し、利用促進を図ることを条件とする。

- (4) 移住者は、本事業完了後5年以上定住する。
- (5) 空家に居住しようとする空家の所有者又は賃借人は、地域活動に積極的に参加すること。
- (6) 当該補助金の申請者は、登記簿上の当該空家の所有者であること。ただし、登記簿上の所有者が死亡している場合において、事実上の所有者が相続人であるときは、相続人全員から同意を得ていること。
- (7) 当該補助金の申請者は、当該空家の固定資産税における納税義務者であること。ただし、当該納税義務者が申請者と異なる場合は、納税義務者から同意を得ていること。
- (8) 本人及び同居人全ての者において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金の交付)

第4条 補助金の額は、住宅(居室及び居住に必要な施設に限る。)の改修に要する事業費(消費税及び他の公的補助金充当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

2 前項に加えて、家財処分に要する事業費に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を上限とする

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事は、次条に定める申請のあった年度内に着工し、かつ、当該年度内に完了する工事を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅の修繕・補修及び増改築

(2) 壁紙の貼り替え、屋根又は外壁の塗り替え等の住宅の模様替えのための
工事

(3) その他、当該住宅に附属する設備の設置等で、町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助の対象としない。

(1) 交付決定の前に着手した工事

(2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事

(3) 家具や家庭用電気器具、その他の移動が容易な財産の修繕

(4) その他、町長が補助の対象にならないと認める工事

(補助金の交付申請)

第6条 補助金対象者は、補助金の交付申請に当たり、早川町空家等住宅改修費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書又は賃貸契約書の写し。ただし、移住者の入居予定がある場合に限り

(2) 位置図

(3) 工事見積書の写し

(4) 工事箇所等を示す平面図

(5) 工事前の写真

(6) 当該家屋に係る固定資産税の納税証明書

(7) 登記事項証明書

(8) 登記簿上の所有者と申請者の関係性を証明する書類。ただし、登記簿上の所有者と申請者が異なる場合に限り

(9) 確約書

(10) 同意書(様式第1号の2)。ただし、固定資産税の納税義務者が申請者と異なる場合に限り

(11) 同意書(様式第1号の3)。ただし、所有者又は相続人が複数人いる場合

に限る

(12) 同意書(様式第1号の4)。ただし、土地の所有者が申請者と異なる場合に限る

(13) 身分証明証の写し

(14) その他町長が必要と認める書類

2 交付対象となる住宅の改修工事は、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付決定を行うときは、早川町空家等住宅改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)を、交付申請を受けた日から起算して30日が経過する日までに行うものとする。

2 前項の規定により交付決定通知書を受けた者は、速やかに早川町空家等住宅改修費補助事業着工届(様式第8号)を提出し、対象工事を実施するものとする。

(工事の変更等)

第8条 申請者は、交付決定に係る改修工事の経費等の変更をしようとするときは、早川町空家等住宅改修費補助事業変更承認申請書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、早川町空家等住宅改修費補助事業変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに早川町空家等住宅改修費補助事業遅滞等報告書(以下「報告書」という。)(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し指示書(様式第6号)により指示するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をする場合は、早川町空家等住宅改修費補助事業廃止(中止)届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第10条 申請者は、工事完了後30日以内に早川町空家等住宅改修費補助事業完了実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事に要した経費の領収証の写し
- (2) 工事の完成写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告を受けたときは14日以内に検査を行い、当該工事が決定内容にしたがって遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、早川町空家等住宅改修費補助金交付確定通知書(様式第10号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受けた日から起算して10日以内に早川町空家等住宅改修費補助金支払請求書(様式第11号)を提出しなければならない。

(補助金の取消し、返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に際して付した条件、その他法令に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消された時は、既に交付のあった補助金を直ちに町へ返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(廃止)

第1条 早川町移住者住宅改修費補助金交付要綱(平成29年4月1日告示第26号)

は廃止する。

(既交付者への適用)

第2条 廃止前の交付要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者に対しては、当該交付決定に基づく定住義務その他の条件は、本要綱の施行後も、なお従前の例による。

(施行期日)

第3条 この告示は、公布の日から施行する。